

第128回 滋賀県森林審議会

日 時：令和2年2月19日（水）

9：30～10：38

場 所：滋賀県庁新館7階 大会議室

次 第

1 開会

2 あいさつ

3 議事

(1) 琵琶湖森林づくり条例および琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）の素案について

(2) 琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）における琵琶湖森林づくり県民税の用途等について

4 閉会

〔9時30分 開会〕

1 開会

○司会：本日の審議会は、委員数15名、出席委員11名で、森林審議会運営要領第2条第4項の規定により会議は成立。

2 あいさつ

○琵琶湖環境部森林政策課長：（審議会出席へのお礼）

琵琶湖の深呼吸である全層循環が起こりにくくなっている等、地球温暖化による影響が徐々に顕在化してきている中、滋賀県の林業では、その時代の様々な課題の移り変わりに対応すべく、現在、琵琶湖森林づくり条例の改正、第2期の琵琶湖森林づくり基本計画の策定作業を進めている。本日の議題は2つ。

1つ目この条例の改正と基本計画の素案

2つ目は基本計画における県民税の用途等について。

いずれも今後の本県の林業施策の方向を定める上で大変重要な議題と考えており、委員皆様の忌憚のない御意見をいただき、よりよいものにしてまいりたい。

○司会：〈今回初参加の委員の紹介を行う〉

〈配布資料の確認を行う〉

議長は、運営要領第3条に従い、会長にお願いする。

○会長：「滋賀県森林審議会の公開の取り扱い方針」に基づいて公開とし、公開の方法は会議の傍聴と議事録の公表により行う。

3 議事

○会長：本日の議題は「琵琶湖森林づくり条例の改正および琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）の素案について」と「滋賀県森林づくり基本計画（第2期）における琵琶湖森林づくり県民税の用途について」の2件。それでは、「琵琶湖森林づくり条例の改正および琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）の素案について」事務局から説明をお願いする。

（1）琵琶湖森林づくり条例の改正および琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）の素案について

○事務局：〈事務局より素案について説明を行う〉

- 会長：委員からの質問、意見を求める。
- 委員：文言表現について2点伺う。1点は、22ページ等に使われている「びわ湖材」と「県産材」という表現について、「びわ湖材」だと認証材に限定されてしまうのであれば、より広い意味の「県産材」に統一されたほうがいいのではないか。
- もう1点は、5ページの「しがCO₂ネットゼロ”ムーブメント」の推進のところで、最後の文章、「CO₂の吸収源として、また再生可能エネルギーである木質バイオマスの供給源としての役割」とするか、あるいは後ろにそろえるのであれば「CO₂の吸収や、また再生可能エネルギーである木質バイオマスの供給といった役割が」とするか、どちらかに統一されたほうが文脈的によいのではないか。
- 事務局：「県産材」と「びわ湖材」という2つの言葉があるという点について、「びわ湖材」は県独自の認証制度の中で認証された材を示し、「県産材」はより広い意味で、滋賀県で生産された材を示す。県としては、県産材の中でさらに合法性等が証明された材として「びわ湖材」という認証制度を設けているので、可能な限りそちらを中心に使用していただきたい。御指摘の通り、県産材とびわ湖材という言葉が混ざって表記されると分かりにくい部分は統一する。
- 委員：内装や、家具等は認証された良い木材を使うかもしれないが、間伐材や端材等を工夫してつくられた製品などが、「びわ湖材」に認証されないということになる可能性もあるとすれば、「びわ湖材」に限らず「県産材」という表現がよいのではないか。
- 事務局：指摘通り、間伐材や端材等については表現が難しい場合もある。「県産材」という言葉を使用したい。
- 会長：その他、質問、意見を求める。
- 委員：施策の基本施策、17ページの四角1の生物多様性保全について、19ページには、イで「森林病虫獣害の防止」という項目があるが、17ページでは抜けている。
- 19ページの文言、アの②番の「ニホジカの生息密度の低減を図る」という項目は、イの①番の「防除を推進する」という項目の中に含まれており、内容が重複しているように思うので内容の検討をお願いする。
- 事務局：これについては整理をさせていただく。
- 会長：よろしく願います。その他、質問、意見を求める。
- 委員：資料1最後の6、ライフラインの範囲を50mや100m等に定めることも定義として必要であろうが、通常の国庫事業等で、地目が山林もしくは原野でないと整備の対象

にならないところがあるので、それを琵琶湖県民税でフレキシブルに対応していただきたい。現況地目が登記簿上農地であるために、森林簿に掲載されず手入れがされていないライフライン付近の森林が相当数存在する。地目を山林に修正したくてもできない状況があるため、地目が山林であることや、ライフラインから範囲何mまで等に限定せず、現況に即してライフライン付近の森林整備の定義を定めていただくとありがたい。

○事務局：地目が山林であるような山林は当然本制度の森林整備の対象になると思う。ただし、生活に密着したところや、県民の生活に直接影響のある山林ということで、そういった対象範囲をこれから整備する必要があると考えるので、ここに記載のある整備範囲については、もう少し検討を深めていく必要がある。

○委員：先ほど申し上げた、琵琶湖県民税でフレキシブルに対応する等、現況が山林であれば登記簿上の地目が山林でなくとも整備できるようにならないかということをお願いしているので、その点についてももう少し具体的な返答を願いたい。

○事務局：地目が山林以外で現況は山林という場所も、生活への影響が大きい場所では、対象に含めるべきであると考えている。ただし、広範囲にわたることが想定されるため、現段階で具体的にここはできる、できないという回答は難しい。優先順位や手段についての議論を深めていきながら、具体的に対策がとれるように進めたい。

○会長：その他、質問、意見を求める。

○委員：現在の造林補助金制度では、森林法の制限で現況地目が田、畑、農地であって地目変更がされていなければ対応しにくいのではないかと。国と県それぞれの補助金を一くくりにすると国の造林補助金制度の中で補助金返還等が伴うので、それとは別に、滋賀県の県民税だけを使った造林補助事業で対応する等、二通りに分けて、国の造林補助事業では対応できない部分は、滋賀県独自の補助事業で一部対応できる仕組みをつくる方が良いのではないかと。

○事務局：国の補助事業は制約が厳しいため、ライフライン周辺の森林整備についてこちらが思うような目的と、国の事業の目的が合致しないところがある。その部分については県民税等を活用し、具体的に効果がある事業を検討していきたい。

○会長：この問題は、重要な課題だと認識をしている。農家の高齢化に伴い廃業していく人が増えていく中で、耕作放棄地も増えることが想定される。地目に変更されない限り政策的に森林施策としては対応できないといった課題がある。これは滋賀県だけではなく全国的な問題でもあるので、今後国の政策としても検討しなくてはいけない、そういったこと

かと思う。今回の基本計画では踏み込むことはできないかもしれないが、将来的に検討しなければいけない重要な課題だと認識する必要がある。

その他、質問、意見を求める。

○委員：「しがCO₂ネットゼロ」ムーブメント」について、伺う。

まず、1点目。収支をゼロにしていくという数値目標を掲げられたが、個別の手法、特に18ページ部分についての数値目標をどのように設定されているのか。

もう1点は、県内市町の取組とか理解と連携が大変重要だと思うが、県内市町との連携、合意形成はどのように進めようとしているのか。

○事務局：この新年、知事がCO₂ネットゼロ宣言を行い、関係する部局が集まり具体的にどのようにして実現していくのかという施策レベルで検討をし始めたところ。森林は、吸収源としての立場があり、それをどういう形でCO₂ネットゼロ宣言に盛り込むのかを検討する必要がある。これを全て森林が引き受けるというのは難しい部分があり、一方で排出を削減するという技術的な部分でのアプローチもあるため、そのあたりを議論しながら取組始めたところ。

そのため、本基本計画、今後将来10年を見据えた中でどのように表現するのかというのは難しい面があるが、まずは森林としてできることは何かということ表現させていたのが18ページの表現。

1点目は吸収源として再造林をどの程度行うのかということの数値目標としている。それが25ページの重点プロジェクト、5年間でまず重点的に行う事業として再造林を令和7年度までに50ha行うという目標であり、これがCO₂ネットゼロとどのような関係性を持つのかという点は、この数値目標の中身を吟味し、意見をいただきたい。

2点目の県内市町との合意形成についても同様に、まずは県で何かを打ち出した中で、市町の皆様と意見を交わし一緒になってやらせていただくことも多い。そこについてはぜひとも今後の議論を琵琶湖環境部が中心となって進めさせていただきたい。

○会長：例えば除間伐や再造林によって、結果としてCO₂はどのぐらい削減できるのかという見込みがデータとしてあれば、そういうことも記載していくことも可能かと思われるので、検討されたい。事務局においてはこれまでの多数の意見の反映をお願いする。

それでは、2点目の議事、「琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）における琵琶湖森林づくり県民税の用途等について」事務局から説明をお願いする。

(2) 琵琶湖森林づくり基本計画(第2期)における琵琶湖森林づくり県民税の用途等について

○事務局：〈琵琶湖森林づくり基本計画(第2期)における琵琶湖森林づくり県民税の用途等について説明を行う〉

○会長：事務局からの説明について、質問、意見を求める。

○委員：資料の4ページ、様々な補助事業が掲げられているが、事業主体について問う。ほとんどが森林組合等と書かれているが、近年、東京都等様々なところに行くとなPO法人等、事業主体の範囲が広がっている。ここに書いているように、次の時代の林業従事者をつくっていくということであれば、事業主体は今後に向けて間口を広げたほうが、若手の林業従事者等の意欲を高めることに繋げられるのではないか。

もう1点、間伐材の搬出対策のレンタル事業について問う。どのようなシステムで、どのような機械に対してリースを出しているかというのが疑問。適切な設備投資に対してのリースの費用対効果と、過剰な設備投資に対してのリースの費用対効果の、それぞれの評価の公平性が取れていないように感じる。適切な設備投資に対する公平な評価が必要ではないか。

○事務局：事業主体に関しては、これまで森林整備自体がプロの世界、一方で滋賀県の場合は県民協働という形でNPO団体、ボランティア団体の方たちも森づくりに参画していただくという方向で進めてきた。そういう形で、例えば3ページ、4ページ目は、プロの世界として森林組合や事業体を中心にその事業主体を決めてきた部分。5ページの県民協働による部分は、集落や団体の方々を中心に決めてきた。ところが、新しい形での事業体というのが増え、これまでにない組織形態による本格的な森林施業の参入ということも考えられるため、その点については随時、今の滋賀県の実際の事業体の方向性を見ながら、広げられるものは広げて参りたい。もう1点の間伐材の搬出対策に関しては、事業の詳細をお伝えする。

○事務局：機械レンタルについては、作業システムに合った適切な機械リースを助成対象にしていくべきと考えている。個別に指摘のある点もあるかと思うが、実際に必要で効果的に使える機械をレンタルの補助対象にしていくように検討して参りたい。

○会長：その他、質問、意見を求める。

○委員：財源別施策の考え方で、600ha分が県民税3.7億円で整備されるとなっているが、それより前の「3 県民税を充当する標準的な事業費の試算について」で積算してあ

る分のどれが600ha、3.7億円に当たるのか。600ha、一番上の事業が200haで県民税が1億3,000万円と書いてあって、奥山が100haで県民税が3,000万円と書いてあって、これで300haだが、里山リニューアルを足しても、あとどの部分を足すと600haになるのか。

○事務局：個別のそれぞれの環境林と農地漁場等の人工林、里山の整備の実績については資料を今用意できていない。ただ、全体の実績規模ということで600haぐらいというのを、あくまで実績として出させてもらっている。個別の数字につきましては、また別の機会に表現をさせていただきたい。

○会長：数字が合っていないところがあるので、もう少し分かりやすく整理していただきたい。恐らく最初の数値は、事業で必要なものを示したもので、その後の財源別施策の考え方は実際の部分だと思うが、精査いただきたい。

県民税と市町の譲与税が出てきて、滋賀県としては重複がないようにそれぞれの財源別にどのように使っていくのかということ、今回はこういう形でうまく仕分けをしている。県民税も市町の譲与税も透明化され、どのように使われたのかということが示されることは、非常に重要。

委員からの意見を参考に、事務局においては今後の意見の反映をお願いしたい。

議事は、以上2点。次回の審議会等について事務局から説明をお願いします。

○司会：〈次回以降の審議会について説明〉

○会長：本日の審議は以上をもって終了する。

4 閉会

○司会：第128回森林審議会を終了する。

[10時38分 閉会]